

令和6年度第2回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和7年1月27日（月）午前10時～12時00分

場所：大阪市役所屋上階 P1 会議室

出席者：（来庁）浅野委員、種継委員、田村委員、鳥屋委員
野村委員、藤井委員、松井委員
（Web）佐藤委員、所委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

- （1）部会長の選任について
- （2）地域福祉に関する実態調査について
- （3）第3期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について

【議事1 部会長の選任について】

（春本地域福祉課長代理）

本日は委員の皆様の新しい任期が始まりまして初めて開催される地域福祉基本計画策定・推進部会でございますので、まずは部会長の選出をいただきたいと思います。

部会長の選出方法につきましては、大阪市社会福祉審議会条例施行規則第5条第3項に、部会に属する委員の互選により定める旨が規定されております。委員の皆様、いかがさせていただきますでしょうか。

特にございませんでしたら、事務局案といたしましては、前任期に引き続き藤井委員に部会長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

（委員一同）

（藤井委員の選出について）異議なし

（春本地域福祉課長代理）

ありがとうございます。それでは藤井委員に部会長をお願いいたしまして、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(藤井委員)

ご推薦いただきまして、ありがとうございます。もうその気でここに座ってますので、頑張りたいと思います。

今回、松井さんにご挨拶もさせていただいたんですが、やはり基盤となるのが、地域福祉においても子どものことですので、その点よろしく願いいたします。

それと、皆様方に携わっていただいて第3期計画が進んでいるところでございますが、3期計画は2期計画までの蓄積を活かして飛躍的に推進するという時期でございますので、またご審議のほどよろしく申し上げます。

(春本地域福祉課長代理)

続きまして、大阪市社会福祉審議会運営要綱第4条第2項には、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が職務を代理することが規定されております。職務代理の指名につきまして藤井部会長いかがでしょうか。

(藤井部会長)

所委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

所委員、ただいま藤井部会長からご指名がございましたが、お引き受けいただけますでしょうか。

(所委員)

お受けしたいと思います。と同時に、藤井先生に何も事故が起こらないようにということを祈っております。

(春本地域福祉課長代理)

それでは、よろしく願いいたします。

議事1については終了させていただきます。ありがとうございました。

(司会)

それではこれより議事2に移らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、藤井部会長にお願いしたいと存じます。

(藤井部会長)

本日は、令和7年秋実施予定の地域福祉に関する実態調査について、そして、第3期計画

の進捗状況について皆様にご意見を頂戴したいと考えています。本日頂戴するご意見につきましては、可能な限り本日のうちに方向性を確認したいと存じますが、調整が残ってしまったものについては、最終的に私にお任せいただく部分もあろうかと思っておりますので、あらかじめご承諾をよろしく申し上げます。それでは限られた時間となりますが、早速議事を進めて参りたいと思っております。それでは事務局からご説明ください。

【議事2 地域福祉に関する実態調査について】

(春本地域福祉課長代理)

地域福祉に関する実態調査の概要について、資料1、資料2に沿って説明【議事2】

(藤井部会長)

この資料1の調査概要について、ご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。オンラインの方はカメラに向かって挙手、あるいは画面上での挙手マークをお知らせください。

なお、ご発言の冒頭に毎回お名前をお願いいたします。それではどうぞご質問・ご意見ありましたらよろしく申し上げます。

ここは3種類の調査と段取りについてですので、これはこれでよろしいでしょうか。コロナのところは削除する、包括的な支援体制の参加支援のところを追加するという内容については、資料3以降でご審議いただければと思います。

それでは早速次に進みたいと思っております。事務局から申し上げます。

(春本地域福祉課長代理)

地域福祉に関する実態調査の質問項目について、資料3-1～資料5-2に沿って説明【議事2】

(藤井部会長)

ご説明ありがとうございます。それでは3種類の調査がありますので、1つ1つ皆さんにお伺いをしたいと思います。資料3-1と3-2ですね。大阪市の地域福祉のあり方についての世論調査。これについてご質問・ご意見はございますでしょうか。

(野村委員)

2点伺います。1点目は、資料1の「4検討事項について」の(2)についてです。参加支援の視点についての項目というのは、専門職の質問の中に加えたということでしょうか。2点目は、資料3-2の13ページです。質問18の災害に係る項目ですが、6番目の「地域の災害時避難所を知っておくこと」につきまして、大変細かいことで恐縮なんですけど、避難場所と避難所を混同されている方が非常に多くおられます。意識をしていただくためにも、避難場所及び避難所などですね、「避難場所」ということも意識していただ

るような追記をご検討いただきたいです。以上です。

(藤井部会長)

ご質問とご意見でしたが、いかがでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

1 点目の参加支援の視点につきましては、専門職調査の方は質問自体を追加しています。推進役調査の方でも、ご相談を受けられた時のつなぎ先を聞いている質問の中で、「地域のつどいの場」という選択肢を追加しております。2 点目でいただきましたご意見につきましては、選択肢の文言を修正する方向で考えてみたいと思います。

(野村委員)

ありがとうございます。すみませんがもう 1 点。これも細かい点なのですが、資料 3-1 で、一番最後の性別に係る項目なのですが、理由のところ「その他」の選択肢を削除となっているのですが、今回案に「その他」が残ってしまっていて、これは削除ではなくて、「その他」を入れておくという理解でよろしいでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

はい。「その他」の選択肢については残す方向です。前文のところ、答えたくない設問については回答いただかなくても構いません、と記載していますので、「答えたくない」の選択肢を削除するという形で整理させていただいています。

(野村委員)

ありがとうございます。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(田村委員)

「成年後見の利用促進に向けて」のところ、少しご確認させていただきたいです。

今回の修正案にはないので、もし関係がなければもうそれでいいんですが。国の方で大きく制度の変更について検討されていて、実際に次年度以降大きく変わる可能性があります。今の制度自体も、いろんな活動の中で、十分に市民の方が理解なさってるかどうかということが、ここではどこと紐づいているかちょっとわからないんですが。その中で、質問 26 は「知ってるか」どうかで、次の質問 27 からは、(19 ページの) 制度説明を受けて、「利用する」とか「利用しない」とかというところに飛んでいっているんです。質問については、制

度の理解を踏まえた形で進めていただいているのかどうか気になります。案ではないので、いらんことを言っていたらすいませんという感じなんですけど、そこが気になりました。

あとは推進役や専門職の方も含めてですけども、削除となった項目について、経年変化で傾向が確認できたので削除となりました、というご説明を受けました。コロナ禍の項目削除については、一定の年数が過ぎたということで非常に納得しやすい理由なんですけど、傾向が見えて、次に、大阪市として地域福祉計画やその他の事業にきちっと反映して課題を解消できるという見込みが立ったから削除する、と理解してよろしいでしょうか。

(藤井部会長)

はい、2点なんですけど。田村委員にお聞きしたいのが、この成年後見の質問で、私も実はちょっと違和感を持っておりまして。

というのは、後見制度では成年後見促進法になってますが、その後、この「促進」ということでいいのかと。いろんな国連の委員会からの指摘等々もあって、必要な方に結びつけるのはいいけれども、その前提として「意思決定支援」であるとか、そこを重視する方に移ってますよね。ところが、この「利用促進に向けて」の表題になってるところに、私も非常に違和感を持っていまして。私の問題意識と、(田村委員の)ご質問の意図はどうなんですか。

(田村委員)

そこも込みでっていうことです。正しく住民の方に知識が行っているかどうかを踏まえずに言葉が前面に出てしまうと、部会長がおっしゃるように、成年後見制度という名前が前に出てしまっているんで、この制度を利用することを押し進めているように見えます。基本的な考え方は、意思決定支援を地域の住民や支援者とともいかに推進していけるかということなので、制度も全面的に変わる可能性が次年度以降あるということで、今の選択肢とは多分随分と違う。

あとは、金融機関が様々な老後に向けた金銭管理なんかの商品を出していることを考えると、この「成年後見制度の利用促進」という切り口で、利用するかしないかっていうのが、本当に今後の大阪市の地域福祉に向けて、有用な質問なのかというのがちょっと気になりました。

(藤井部会長)

そういうご指摘ですので。これは結構難しい判断が求められますけれども、こういうご意見に関して、この調査項目ですね、表題も「利用促進に向けて」なので、ちょっと事務局としての今のお考えをお聞かせいただければと思います。

(稗田地域福祉課長)

大変貴重なご意見ありがとうございます。

今後国の法制度が変わるというところの中で、「利用促進」という名前だけで成年後見制度をどんどん広げていくものではないというご意見について、また担当課長等とも話をしながら、大阪市の方針など今後のことも考えつつ、そもそもの表現ですね、「成年後見制度などの利用促進に向けて」でいいののかも合わせて、また、質問の内容も少し工夫が必要なのであれば検討して参りたいと思います。

(藤井部会長)

ありがとうございます。私からどんな対案をといても言えないところも含めまして、非常に難しいデリケートなところですので、再度ご検討いただければと思います。

2番目のご質問ですが、削除した部分については、もう傾向が見えたんだからそのための対策というのはどう考えるのか、ということでしたね。

(春本地域福祉課長代理)

大きく言うと、社会資源の活用に関する項目というのはすべて今回消しております。傾向としては見えていますが、それに対して大阪市の手立てがすべてできているとは思っておりません。これまでの調査で出てきた傾向があるので、今回、市民の方の負担軽減のために削除はしているのですが、また少し時間がたてば、調査することも視野に入れて考えております。今回は、一旦削除しています。

(藤井部会長)

負担軽減という部分で、大体見えてきたということだと思いますので。

ただ、この削除したところの項目をきちんと確保しておくこと。それはすごく重要だと思います。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。

藤井部会長がおっしゃったとおり、課題としての認識は我々も考えております。その対応を地域福祉基本計画の本文の方にも反映させていきながら、今回第3回目の調査という形では、回答者の負担軽減ということで質問項目を削除させていただきますが、課題に対しましてはしっかりと把握した上で、対策の方も検討していきたいと思っております。

基本的に回答の傾向が、公園がある・治安がいいなどのハード面が多く、こちらの地域福祉では対応できないこともあります。それ以外については、我々としても課題を踏まえた上で、地域福祉基本計画を考えていきたいと思っております。

(藤井部会長)

はい、ありがとうございます。他、この資料3について、どうぞ。

(鳥屋委員)

鳥屋です。質問項目そのものへの質問ではないんですが、世論調査の質問24で、今回から追加の「障がい者・高齢者虐待ホットライン」のところなんですが、どれだけ知られているかという意味では、確かに私たち支援関係機関でも下4桁が8181の番号ということで頭に入っていてですね。この3725（みんなでふせごう）に変わったのは、自分の意識としてアップデートができていなかったです。という意味では、例えば用語解説のところに入れるとか、特にやっぱり虐待の通報って増えていると思うんですね。土日とか夜間とか、あるいは、年末年始の長期の休暇ですよ。ああいった時にすごく重要になってくると思うんです。これは、この調査項目への直接的な意見というよりは、啓発が行き届いてないんじゃないかという点も含めて、用語解説に入れてもいいんじゃないかというふうにとらえています。

(藤井部会長)

よろしいですか。

(春本地域福祉課長代理)

はい、今のご意見を踏まえまして、用語解説に追加する方向で考えてみたいと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

他の調査もありますので、この資料3についてはあと1つだけ。

資料1の概要のところにあるんですが、この調査だけ回答率が低いんですよ。それは仕方ないんですが、毎回、回答率の低さについてご指摘があるものですから。そこの辺りの努力（オンラインにするなど）もわかっているんですが、いかがでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

回答率のことは承知しております。前回オンライン回答を入れて、今回も入れる予定としております。あとは、調査票を手にとっていただいた時に回答しやすいようにということで、前は色々な説明文があったりと回答にたどり着くまでに数ページ見ないとはいけなかったものを、すぐに回答に入れるように簡素化する工夫をしたりとか、少し回答を減らすといったことをして、少しでも回答率に繋がればというところで考えているところです。

(藤井部会長)

ありがとうございます。それでは資料4ですね、地域福祉の推進役としての地域住民への

調査について、何かございますでしょうか。

(種継委員)

確認なんですけれども、前回の質問で質問 21、今回ですと質問 23 ということで、「相談を受けた際によくつなぐ機関」ということで、我々高齢部門では地域包括支援センターがあるんですが、結構、認知症の取組が推進されておまして。この間、認知症初期集中支援事業ということで、「オレンジチーム」という相談機関が別にあります。最近インターネットからの直接のご相談ですとか、地域関係の方が「オレンジチーム」の方に直接連絡をくださることが増えてきております。認知症の窓口の項目を選択肢に入れて経過を取っていくのかなど、窓口のカウントの仕方を確認させていただけたらと思います。

(藤井部会長)

ご質問ですね。地域の中で認知症のことの課題が多くて、認知症に関して特化して（項目を）入れていくのかどうかという、そういうところでのご質問だと思います。

(稗田地域福祉課長)

ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関の方に繋がっているかというところを確認しようと思っておりました。「オレンジチーム」に直接ご連絡があることが最近出てきているというお話について、こちらのカウントの仕方は地域包括支援センターに入っているのかなと思っており、「オレンジチーム」の方にも直接ご連絡が入るということを把握できておりませんでしたので、また認知症担当の部署の方とも確認しながら、外に出して明示した方がいいのか、あるいは「地域包括支援センター/オレンジチーム/障がい者基幹相談支援センター」などという形で入れるのかということを検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(藤井部会長)

はい、そういうところでのご検討ということでお願いします。他いかがでしょうか。

(浅野委員)

5 ページの質問 7 のところの 6 番で、「介護者や介助者を支援する活動」とあるのですが、介護者と介助者の違いというのが明確に大阪市の方で決められているのでしょうか。私は一緒かなと思っているのですが、いかがでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

こちらについては、答える方が介護者と書いてあっても介助者と書いてあっても答えて

いただけるように、併記しているものになっております。

(浅野委員)

「介護者や」になると、介護と介助の内容が別になるのか。介護者と介助者がイコールという意味であれば、一緒にしたほうがいいのかと私は思うんですけど。

(藤井部会長)

僕なんかは非常にこだわりがありましてね。やっぱり介助概念って非常に重要で、高齢者の場合は「介護」という言葉を使いますが、障がい福祉の場合は「介助」の方が大切じゃないかなと思っていますが、鳥屋さんはいかがですか。

(鳥屋委員)

はい、そうですね。私たち障がい者当事者としては、やはり「介助者」を使うことが多いです。というのは、どちらかというところ保護される・守られるという視点ではなく、必要なサポートをする人という意味で「介助者」を使うことが私たちは意図的に多いです。

(浅野委員)

やる内容としては、特段そんなに変わりはないと思うんですけども。私の中では、高齢者であろうが障がい者であろうが、支援するという意味では一緒だと思っているので、大阪市としてそこをどう考えるか。その意図をちゃんと確認していないといけないんじゃないかなと。(質問を)見る側で変わるということもあることが今わかったと思うので、ちゃんと皆さんで共通認識を持った方がいいかなと思うので、お願いします。

(藤井部会長)

はい。ここはね、即答というよりは、さっき言ったような高齢福祉と障がい福祉の分野で当事者の考え方がどうなのかっていうことが、介助概念というのは当事者主体の考え方でいいのでね。この2つの言葉はある意味では慎重に使うので、大阪市の考え方としてちゃんと説明がつくようにというご意見ですので。

(春本地域福祉課長代理)

ありがとうございます。いただきましたご意見も踏まえまして、内部で検討させていただきたいと思います。

(藤井部会長)

はい、貴重なご意見でした。この言葉の意味を考えていくのは非常に重要です。他いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは資料5ですね、専門職調査についてご意見をお願いします。特に専門職の方々、何かございませんか。

(種継委員)

質問 14、これは特に修正とか追記とかではないんですが、我々、BCPのことを義務化されてまして。大規模災害が発生した時は、自分たちの事業計画を各事業所で立てなさいということで、かなり我々の事業所内でも防災のことを意識するようになったんです。

「地域の災害時にどのような支援が必要とされているかを想定し」とあるんですが、この文章だけを読むと、BCPが地域の維持までに範囲が及んでいるのかを聞いているのか、純粋に地域活動の支援を想定しているのか、ぱっと読んだだけではイメージがつきにくくて。この辺の意図の部分をお願いできればと思います。

災害の意識がかなり高くなっているの、かえってどのことを聞いているのかなというのが、専門職はイメージしづらい項目かなと思ひまして。表現の問題です。

(藤井部会長)

そう言われればそうですね。どこまでなのか、いかがでしょうか。

(稗田地域福祉課長)

ご意見ありがとうございます。この質問は1期のときからずっとある質問でございます。我々としてはBCPの中身を踏まえて形を変えるというようなものではないかと思ひているのですが、BCPを各事業者で作っていかねばならない努力義務になったことを考えると、この表現がBCPを踏まえて聞いているのかわかりにくいというご意見ですね。

そうであれば、BCPで書かれているかどうかよりも、一緒に地域で活動されている事業者にとってという意味合いで作ってきたものでございまして、表現に違和感があるのであれば、例えばこんなふうにしたらいなというご提案がもしございましたら、教えていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

(種継委員)

地域も混乱している時に事業所として何かしないとイケないというわけではなくて、一般的に地域の支援は必要だよなっていうことをイメージできるように。

必要な支援っていう、この「支援」にちょっと引っかけってしまったのかな。我々事業者がしないとイケない、行動しないとイケないというようなイメージを持たれるかもしれないなと思ひました。

(藤井部会長)

そう言われれば僕もこの支援という言葉がね。例えばこれ、ここで言葉を安易に確定する

必要はないと思っておりますが、「地域福祉活動との連携が」ですかね。

災害時の事業所の対策は当然地域に及ぶので、地域住民と地域組織とがどういうふうの日頃から、災害時にはどう連携するかという協議が進んでるか、そんなことですよ。

(種継委員)

最初の趣旨と、こちらまた変わってきてはいけませんけど。

(稗田地域福祉課長)

はい、ありがとうございます。

(浅野委員)

こちらの調査票を送る先がBCPを義務化されてるところなのかどうか、私も全部把握できてないんですが、部会長がおっしゃったように、やっぱり「連携していく」ということが前提ではないでしょうか。もうBCPが義務化になり、指針を作って検証して訓練をなさっていくのが、BCPの大きな柱になってますので。その上で、この大規模災害が発生した場合はどう連携していくか。時代が変わり、どう合わせていくかということだと思っておりますが、藤井先生いかがでしょうか。

(藤井部会長)

BCPまでを入れるとなると、質問にもその言葉を入れて地域との表現になりましょうしね。広い意味での地域との連携なのか、質問の意図をご検討いただいて。表現が変わってくると思いますが。

(稗田地域福祉課長)

BCPの義務化ということで、浅野委員ありがとうございます。

こちら、当初の質問からは聞きたい内容というのも聞き方も変わってくるのかなと。今日ご意見をいただきまして我々も学んだところでございます。

14番につきましては、書き方と中身も踏まえて検討していきたいと思っております。

(藤井部会長)

よろしいですか。はい、どうぞ田村委員。

(田村委員)

今14番だったんですが、その下の15番です。

表題が「相談支援体制の充実に向けて」ということなので確認なんですけど、「つなぐ機関はどこですか」となっています。

そうなる、線といいましょうか。例えば皆さんが集まる地域の中でのいろんな名称の会議が、義務のものもあれば元から地域がそういう場を持っておられる場合もあると思うんですけれども。そういうこととは違う、あくまで「つなぐ」という表現になっていることについて、教えていただきたいなと思いました。

(藤井部会長)

これも先ほどとよく似てて、むしろ「つなぐ」よりは「連携する」とか、そんなご質問ですか。要するに、のりしろをちゃんと広げて連携していく意識が重要みたいなことですね。

(稗田地域福祉課長)

こちらの項目につきましては、そもそもの趣旨が包括的支援体制の充実ということで、参加支援の観点を持って、少しずつ相談支援機関の皆様方も、面的にですね、いろいろな機関と繋がって相談支援体制を深めていただきたい、広げていただきたいという気持ちがありまして。それが実際に少しでも進んでいるかどうかとか、今の実態をまず把握した上で経年的に見ていきたいと思ってる資料でございます。

それに関しましては、確かにその「つなぐ」という線だけではなくて、「連携する」という形で、会議でも一緒に話し合っただけで協働しているというところも踏まえて、表現の方はまた変えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(藤井部会長)

ご検討していただくということでお願いします。何かご意見、はい、どうぞ。

(松井委員)

少し戻ってしまうんですが、先ほどの質問 14 でBCPの話がいろいろと出たんですが。地域にお住まいの高齢者・障がい者・ハンディキャップを持っていらっしゃる方の個別避難計画を、地域の方々が専門職と連携しながら3年前から作りましょうということで。なかなかスムーズに進んでいないんですが、いろんな専門職の方に呼びかけていらっしゃるという現状がありますので。BCP策定も義務づけられて時代が変わってきましたので、この質問 14 は、もうちょっと調査票を配る対象者の方々のことを考えてもう一度検討していただきたいなというお願いです。よろしくお願ひいたします。

(藤井部会長)

これは災害への備えについてで、前回鳥屋委員にもかなりご指摘いただいた内容です。さっきの個別避難計画も、今のご意見でよく見ると、質問 13 の中にそういうことが出てくる単語が入っていないとか。質問 14 だけじゃなくて質問 13 も今の対策の状況に合わせて表現を変えるかどうかという、もう一度ちょっと見ていただくということでよろしいんですし

ようかね、松井委員。一度点検をいただくということで。

(稗田地域福祉課長)

松井委員、本日からご参加ありがとうございます。

質問 13・14 につきましては、現状、この間に進んできたものとかも踏まえまして、個別避難計画などを入れる入れないとか、いろいろと検討しなければいけないことがあるということが本日確認できたところでございます。

質問 13・14 につきましては、防災の進み具合であったりとか、大阪市として進んでいく方針なども踏まえまして、項目であったり、表現の仕方というものを検討したいと思っております。

(藤井部会長)

はい、それではちょっと時間が参りました。何か特にこれということがなければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあ次の議題、お願いいたします。

【議事 3 第 3 期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について】

(稗田地域福祉課長)

第 3 期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について、資料 6-1～資料 6-3 に沿って説明【議事 3】

(藤井部会長)

はい、ありがとうございます。

この評価方式はですね、かなり事務局もご苦労されてこのような形式になっていますので。これをもとに評価方法もまた内容を充実させていきたいと思いますが、まず資料 6-1 ですね。これについて何かご質問・ご意見ございますでしょうか。今年度の評価と、課題と今後の方向が非常に重要だと思います。いかがでしょうか。

(野村委員)

ご説明いただきましてありがとうございました。

資料 6-1 の 3 ページ目です。参加支援というところに関しましては、これは参加支援だけではなくて、包括的な相談支援体制においてやっぱり「住民」ということが 1 つの大きな要素になってくるというふうに考えています。

複合的な課題を抱える世帯に対しましては、つながる場などを基調として、かなり連携がとられて解決が図られているというところなんです、そのことは問題解決だけではなくて、地域に普遍的に存在をしている課題というふうに受けとめながら、地域の側にどのよう

に返していくのかという視点が非常に重要だというふうに考えているところです。

そのような観点から考えますと、参加支援のところの今後の課題のところには、専門職や多様な機関だけではなくて、やはり住民との連携といった視点が課題としては残るのではないかというふうに思いますので、追記いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

(藤井部会長)

はい、いかがでしょうか。

(稗田地域福祉課長)

先ほど野村委員おっしゃるとおり、地域住民の協力なしではこちらの地域福祉というものは確かに進まないところでございまして、関係機関、また相談支援機関のみならず地域住民との連携というものも、こちらの課題の中では検討していきたいと思っております。また追記の方法につきましては、社協さんと相談しながら記載していきたいと思っております。ありがとうございます。

(藤井部会長)

これ私の方からもね、非常にここは重要で。地域の協力も当然、住民としてみんなが迎え入れるっていう話ですから重要なんですけども。ただ逆に、参加支援の強調が専門職による地域住民への過剰期待とか資源化に繋がるという危うさも持ってるんですね。そこをちゃんとクリアしながら専門職と住民が協働するようなあり方を進めていかないと、専門職によるやっぱ勘違いとかも起こり得るので、そこは非常に丁寧に進めていただけたらと思います。

そういう意味では課題と方向の中で、区社協がその研究をされるというふうに受け取ったんですけども、それはそうそういう認識でよろしいですか。参加支援の調整の方法について検討してガイドラインを作るというのは、そういう意味なのかなど。

それと、それが区社協内のワーカーだけじゃなくて、本来は区社協でその研究をされたものが、地域包括支援センターとか相談支援の一般的な機関の方たちが住民と協働する上で重要なことなので。そういう普及研修であるとか、そういうところまで次の段階で想定されるような課題と方向なのかという。すいません、2点お聞きしたいと思います。

(稗田地域福祉課長)

とても貴重なご意見ありがとうございます。

なかなか難しい課題もいろいろとあると思います。まずは、一義的にこちら参加支援の取組が区社協の皆様方で進めていただいているところではございますが、大阪市としても、また、区役所の職員としても、区社協さんだけでは思っておりません。こちらにつき

ましては、地域住民の方々と区社協の方でどうやって連携していくか、協力していくかというところを一緒に考えていきたいと思っているところでございます。

例えば、社協と言っていますが、生活支援コーディネーターというお仕事も、地域住民のつどいの場を作るというところで活躍いただいております。

地域づくりという観点で、社協さんだけではなく、他の相談支援機関の皆様も住民との連携というところも考えていただくことですので、普及啓発の研修とかも必要なのではないかというご意見でございますが、こちらの方につきましても、どういったことができるかということも、考えていきたいと思っているところでございます。

(藤井部会長)

野村委員の意見も含めてこの参加支援に関しては、専門職と住民とのある意味では対等な協働ということが求められますので、非常に重要な点ですのでまた深めていただければと思います。他いかがでしょうか、どうぞ。

(田村委員)

資料6-1の1ページは見守りネットワークがあって、3ページに参加支援というのが記載されているわけですが、どう発見していくのかというところがですね、おそらく外形的でわかりやすい発見のされ方と、なかなかそこが難しいけど本来は発見すべき方々というものが、地域の中でたくさんいらっしゃると思うんです。

社協が取り組んでおられる冊子が今後全市に配布されると、一定の影響があらうかと思えます。発見されるタイミングとか、ご本人が発見されて地域へまず1歩出ていくということがあって初めて参加するかどうかとか、居場所をどういうふうにするかとか、もしくは一足飛び越えて働きに行くとか、いくつかの選択肢があたりだと思えるんですけども、社協がお作りになる1冊目と2冊目の冊子について、今まで議論されてきたことや調査されてきたことを反映する対象やプロセスを踏んでおられるのかどうなのかという、ちょっと目次とかがないので教えていただけたらありがたいなと思いました。

(稗田地域福祉課長)

こちらの冊子につきましては、今、市社協が各区社協の方から事例を収集して、個別の相談支援から参加支援に繋がるような、いわゆる参加支援の視点をもって相談支援を行うこと、そして、参加支援に繋がる事例などをまとめてくださろうとしているところでございます。令和7年度は、参加支援のための場づくり・地域づくりということで、今度は相談支援ではなく、地域づくりに関わる際に、参加支援の視点を持ってどういうふうやっていくかというところを作っていく冊子となる予定とお聞きしているところでございます。

令和6年度の冊子の中身については、まだ私たちも社協さんと調整できておりません。

(藤井部会長)

(市社協の方で) 何かお答えいただけることがあったら、お答えいただいてもいいですか。

(オブザーバー 大阪市社会福祉協議会 堀江次長)

参加支援のところにつきまして、いろいろご意見ありがとうございます。

今回の大阪市の計画の参加支援のところにつきましては、大阪市と協働していくというところではあるんですが、やはり実践の場ということで、市社協よりも各区社協が中心となって3期計画の中で一番力を入れて取り組んでいこうということで進めているところです。

市社協の中でも「参加支援の考え方」についてはみんな少しずつ考えていることがずれていて、最後計画の活字になるまで結構時間を費やしました。また、この計画が始まって区で展開するにあたって、やっぱり区社協と市社協とでちょっとずれがあるというのが現実のところなんです。

なので、令和6年度のところにつきましては、今24区からそれぞれ事例を挙げてもらっているんですが、もう一度改めて参加支援の考え方・視点を深掘りをしようということで、4区に絞って今年度ヒアリングの方を行っております。そこから見えてきたところについて1年目にまとめて、2年目につきましては、先ほどもありましたとおり、今ある居場所や参加支援の場だけにとどまらず、社協としてももう少し展開していくというところで、24区の実例をもとにさらに進んでいけるようなものにし、それに基づいて3年目を進めていくというところで今考えているところです。

先ほど田村委員・野村委員の方からもありましたが、潜在的な課題を持っている方とか、普段の事業で繋がる人はいいんですが、そうじゃない人の方が圧倒的に多いので、その人たちとどう繋がるか。やはり、住民の方たちの参画がなければこの参加支援は全然進んでいかないというところで、参加支援の推進と合わせて、今地域福祉活動推進計画の方では、住民座談会、住民が集まる場というところについても並行して推進していく項目に掲げております。そういったところとも合わせもってこの3年間進んでいけたらというふうに考えております。ありがとうございました。

(田村委員)

例えば発見されたご本人の意思確認のプロセスとか、社会に出るタイミングとか、決定をなさる選択肢がご本人に合ってるかどうかとか。というのも、私もずっと現場におりますけどミスマッチが多いので。周囲の満足度は高いかもしれないけれど、ご本人は一応付き合ってくれる時もありますが、行方不明になることもあるので。そのあたりを、今おっしゃっていたような丁寧な調査等々を積み上げていただければ、その点もぜひよろしく願いますというところです。

(オブザーバー 大阪市社会福祉協議会 堀江次長)

貴重なご意見ありがとうございました。

(藤井部会長)

これ非常に重要な点で。これって地域福祉と包括的支援体制との関連なんです。

実はこの3つの支援で、相談支援は支援の包括化ですよ、総合相談をすとか。だから支援者側の論理なんです。地域づくりというのは、住民側の論理なんです。

この住民側の論理の中に、住民主体もあれば当事者主体もあって。この参加支援っていうのは、支援者の方が当事者の社会参加に向けて支援するという1つのルートなんだけど、実はその裏に、住民の主体性の援助とか、当事者の主体性の援助の一方がなければミスマッチが起こるとというのが田村委員の意見で。そういう意味ではさっきの住民と専門職の協働というのは、ある意味では当事者との協働でもあってね。ぜひより深めていただければと思います。

それと、支援者側の論理の中にあるのが、先ほど田村委員がおっしゃった意思決定支援ですよ。当事者側が自己表明したりとか、そういう主体性の形成もあるけれど、支援者側の意思決定支援のレベルが高くなければ、この参加支援が参加の強制になってしまうというね。非常に難しいところの領域なのでかなりハードルを上げてますが、それほどにご検討いただくと非常にありがたいかなと思います。

(鳥屋委員)

参加支援のところ、地域側・住民側からしますと、社協が取り組まれているところもすごく大きいんですが、もう1つ地域活動協議会、まちづくり協議会での取組なんていうのは住民側からするとすごく近くて。各区でまちづくりセンターなんかもあると思うんですが、そこが居場所に関する取組をされていて、NPOとかと非常に近い関係にあります。

地活協に、地域のNPOなどが入っているところが少なかったり、企業が入ることはさらに難しくて少ないのかなと思うと、参加支援を進めていくことで、これまでの連合町会だけにとどまらない地域づくりやまちづくりにつながるのかなと。その辺なんかも課題や方向性に入れておかないと、この3年間ですごくもったいないかなというふうに思います。

(藤井部会長)

これはご意見ということでよろしいですか。またご検討ください。他いかがでしょうか。1点だけ、これは計画のところ、気にしていたところなので、つぶやき程度に思っていたらいいんですけど。

どうしても包括的支援体制というと、連携側の相談支援機関、要するにソーシャルワーカーになるんですよ。ただ本当の意味での連携協働の基盤は、やっぱりケアにありますから。連携する幅というのは、社会福祉法人であったりケアの事業所であったり。この人たちも横断的な視野を持った職員養成と連携があった上で、相談支援のワーカーたちとも連携して

いくということでない。相談支援をするワーカーの社会資源はケアですから。今、焦点化してるのでご検討されてますけども、第3期の次の課題のところでは、その広がりもちょっと視野に入れながらこの取組を進めていただけるとありがたいかなという、部会長からのつぶやきでした。

はい、他はいかがですか。この資料6-2と6-3も含めて、ご質問・ご意見があればどうぞ。

(野村委員)

この資料に直接ということではなくてちょっと教えていただきたいのですが。

I C Tの活用というところで、神奈川県や名古屋市などでは、多様な方がアクセスしやすいようにメタバースを導入したりされていますが、大阪市ではその辺りをどのように今後進めていく予定なのか。またそういった計画があるのかということについて、教えていただけたらと思います。

(藤井部会長)

ご質問ですので、どうぞ。

(稗田地域福祉課長)

I C Tの活用につきましては、大阪市といたしましてはデジタル統括室というところがありまして、大阪市全体のI C Tの活用、また取組につきまして計画やプロジェクトなどを検討する場がございます。そちらの方で進めている部分もありますが、今のところ、地域福祉計画のI C T化やI C Tを進めていくことによる包括的支援体制の充実等についてお示しできるものはございません。

(野村委員)

はい、ありがとうございます。実は、大阪府の孤独孤立対策の方でメタバースを検討しようかというようなお話もありますので、そのあたりをお聞きしました。

(藤井部会長)

はい、他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

資料6-2の福祉に関する広報啓発の成果のところ、各中学校の福祉教育プログラムが延べ4回と少ないのではないかと。各区の自立支援協議会には、当事者部会があるところもあります。そういったところと連携しながら、実際に障がいのある人との交流みたいなことをどう進めるかという視点を入れられないといけない。令和6年はもう終わりますけど、この間

この形のままで終わっているのです、令和7年8年に向けて、そこは発展形にさせていただきたいと思います。

次に、虐待防止のところですか。前回のこの部会でも申し上げたんですが、通報件数と認定された件数のところで、養護者からの虐待で認定されなかった件数がやっぱり圧倒的に多い。認定はされなかったけど、どう支援につなげたのかという視点を盛り込むことが結構重要になってくるのかなと。要は、置き去りにになっていないかというところで、そのあたりを重点に置くような取組の視点を入れて欲しいなというふうに思っています。

あと、防災のところ、個別避難計画ですね。地域福祉と防災が連携してという成果ではあるんですけども、やはり地域側からするとその実感が全く持てていない。先だって地域福祉課の方から基幹センター向けの連絡会で、個別避難計画を進めてるのでご協力くださいという説明があったんですが、何を具体的にどう協力するのかというのは明確に示されていないので、まだまだこの辺が個別避難計画としては進んでいないというのが、私たちの実感としてはあります。これを早く進めるためにも、防災と福祉がより連携して、地域と専門職をどう巻き込むかという視点をしっかりと入れていただきたいというふうに思っています。

(藤井部会長)

3点、ご意見とご質問も合わせたとご発言でしたので、お答えできる範囲で事務局お願いします。

(玉田福祉活動支援担当課長)

私の方から2点お答えさせていただきます。

まず1点目の車椅子バスケットの関係ですが、福祉教育プログラムということで、各中学校の希望に応じてやっている内容になっています。福祉教育事業のメニューの1つに車椅子バスケットが入っておりまして、当然ながら福祉教育ということで、高齢者も障がい者も身近にいるんだよ、ということを学んでいく場としてやっています。各中学校からも要望も増えてきてるところもありますので、それに合わせて回数等を増やしていくことも含めて検討を進めていきたいと考えております。

その次、3点目の質問の方になりますけど、個別避難計画関係のチラシを、私どもの方から12月に配らせていただいたところです。これもおっしゃるとおり、防災と福祉、各区役所の中では防災担当と福祉担当の連携というのが非常に重要になってくると思っています。大阪市では、各区役所とそれぞれの地域の方が主体となって個別避難計画を作っている状況です。やはり地域の方だけではなくなかなか大変というところもございまして、区役所だけでも大変というところがありますので、福祉関係者の方にもご協力をいただいて個別避難計画の策定というのは進めていきたいと考えております。

ただその進め方は、各区によって状況というのは大きく変わっています。地域のコミュニ

ティがなかなか大変な地域もあれば、地域のネットワークの中である程度やっていけるようなところもありまして、そこは各区役所の方で創意工夫しながら進めていくところではあるかなというふうに考えております。

そのやり方や福祉の方々にもどのような考慮・協力を求めるかというのは、各区によって違うところもあるかと思っておりますので、我々としても、各区の福祉担当がどの辺を福祉の方に協力していただきたいと考えているのかということも含めながら、できる限り各区役所への支援をしていきたいなというふうに考えております。

(河北相談支援担当課長)

鳥屋委員、ご指摘ありがとうございます。

虐待の認定に至らなかったケースについてということで、認定に至らなかった理由の多くは、いわゆる養護者の定義に入らないということであったり、不平や不満というところが多いというのは、国の統計とも同じような状況でございます。どのように虐待が起こらない社会や地域を作っていくかというところの視点でと考えると、虐待の認定に至らなかったからといってそのまま放っているわけではございません。実際に取り組んでいる成果としましては(資料6-2の2ページに記載)、上段に養護者による障がい者虐待、下段に養護者による高齢者虐待の件数等を記載しておりますが、こちらの記載ぶりもどのような形にしていくか今後改めて検討させていただきたいと思っております。また、実際に行っている対応としましては、助言や情報提供、他部署や必要な場所へのつなぎということをしておりますが、こちらを併せまして検討させていただきたいと思っております。

(鳥屋委員)

虐待の件に関しては、養護者の定義というのが国も曖昧になっていて、結構現場では狭く捉えられがちです。例えば障がいのある人の世帯でも、一部アルバイトなどで収入を得ているから、その世帯の養護者に当たらないとかですね。そういう判断をされたりとか、いろんなケースにおいて幅狭く捉えられるケースがあるということに気をしています。

虐待認定に至らないと判断した後で、やはり困っていたり大変な思いをしていることがあって、相談や通報にも上がってきたりします。そういったところをどう支援するか、もし認定されないのであれば、どういうふうにしていくかというところに重点を置いてもらいたいです。

あと個別避難計画ですね。やはり実際にそれが必要な避難行動要支援者に、個別避難計画を今大阪市で進めているということがほとんど伝わっていないというのが私たちの実感です。私たちの自立支援協議会の当事者部会では、やはりそういう当事者の不安の声がすごく大きいです。計画は一部作ったものの、地域の誰が助けに来てくれるのかとか。当事者側からすると、助けに来てくれる人が全く見えなかったり、地域側にしても、実際に助けに行かないといけない人に会ったことがなくてどうしたらいいのかわからない、障がいって様々あ

るらしいけど、どうしたらいいのかわからないとか。その辺が、全然当事者側と地域側ともかみ合っていないし、そこに専門職が全く入れていないというのがすごく大きな課題と感じてますので、もう1歩踏み込んだ取組にしていきたいと思っています。

(藤井部会長)

はい、ありがとうございます。もうこのあたりで時間となりましたので、残るご意見がありましたら、事務局宛にメールでお願いをしたいと思います。

地域福祉と包括的支援体制をどう考えるのかという時に、支援者側が総合的に展開をしていく努力と、地域住民があらゆる人の社会参加をどう受けとめて、まちづくりをしていくのかという主体性そのものの課題、その中で、住民である当事者が自らそういう生活をしていく、当事者の主体性への支援。すなわち行政専門職と、地域住民と、地域住民である当事者の主体性、これらが三位一体にならないとなかなか進めない。

支援する人の発見ってどうするのと言った場合に、それは住民や当事者自身が発信していただかないとなかなか難しいわけで。それができる環境とか、どういうふうに地域福祉の基盤として作っていけるのかとか。そういうところの集約された課題が参加支援という領域の中に全部込められているものですが、かといって理想的には一挙に進みませんので、そういう大きな課題の中での先ほどのガイドブック等々の取組があるというね。期待と水準のハードルを上げてしまって申し訳ないんですけども、ご検討をいただきたいなと思います。

それと個別避難計画に象徴されますように、ずっとこれって市と区の二重構造になってましてね。市の方でも考えるけど区次第だ、というご答弁だったけれど、具体的に進めていただかないと、先ほどの鳥屋委員のご意見になるということですので。災害の中における福祉支援は象徴的で一番難しいですが、具体的に区が進めていけるような市の基盤や方針とかをまたご検討いただけたらと思います。

それともう1つは、今回こういうご意見が出てくるのは、評価をちゃんと市の方がしていただけるからなので、評価方法をより充実していただけたらなと思います。資料6-3で、他課に聞いたらA評価ばかりが出てくるからもうそれはやめて、進捗状況だけはちゃんとチェックしようというのはね、これは実は結構大きな変化なんですよ。

この資料6-3は、他課が自己評価して出てきたAとかBとかCとかいうのは、なかなか評価が出てきても意味がないので、じっくり自己点検をしていただくということを所轄課からお願いをするというものだと思いますので、私たちもそういうことと受けとめて、この資料6-1から6-3を見ていきたいと思っています。